

広島県人事委員会告示第八号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第十号）第六十一条第二項の規定によって、次のとおり公示送達する。

平成二十四年十二月六日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求人

旧住所 広島市西区南観音五丁目一六一―一二―一〇二

現住所 不明

氏名 大藪 亮

旧住所 広島市西区己斐上四丁目一七一―一〇

現住所 不明

氏名 三海 千恵子

旧住所 広島市安佐南区沼田町伴六〇二―一四

現住所 不明

氏名 林 幸智子

二 送達事項

審査請求人から平成十二年二月四日付けで提起のあった不利益処分に対する審査請求について、広島県人事委員会が決定した決定書の正本各一通を広島県人事委員会事務局公務員課に保管し、いつでもこれを交付するようにしてあるので、来庁の上、受領すること。